

現場ですぐに役立つ 安全衛生Q&A

CSP労働安全コンサルタント
二階堂 久

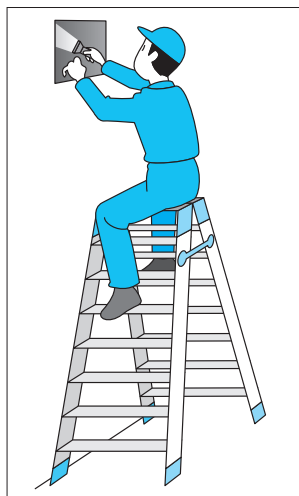
脚立を使用するにあたって、特に注意する事項を教えてください。

建設現場において、脚立等の低所からの墜落・転落災害が多く発生しています。

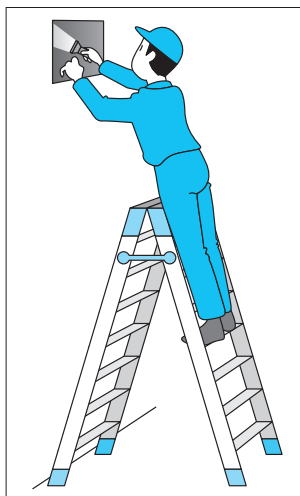
脚立の構造等については、労働安全衛生規則（以下、「安衛則」）第528条に定められていますが、脚立を単独で使用する場合は、設置する向きに気をつけてください。

図表1のように使用すると、バランスを崩した場合は後方に倒れます。足は脚立を跨いでいるために動かすことができないので、後頭部や背中を強打してしまいます。

これに対して、図表2は足が自由に動きます。脚立を製作しているメーカーは、図表2の使用方法をホームページなどで推奨しています。



図表1



図表2

ダンプカーの過積載防止について、良い方法があれば教えてください。

ダンプカーの過積載は、大きな社会問題です。土砂は架台の高さまで、コンクリート塊・アスファルト塊は架台から20cmの高さまでの積載という目安がありますが、積み込む土砂などの状態によって、重量は変わってきます。計量計測を行い、積載範囲内の状態であることを確認した車体写真を撮影し、バックホーのオペレーターの見やすい箇所に掲示するとよいでしょう。担当元請社員の目視確認も行いやすくなります。当然、計量計測は定期的 to 実施してください。

アナログ自重計は測定値にバラツキがあるので、あくまで目安として使用するのがよいでしょう。

なお、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の施行規則第6条及び別表第一によると、表示番号は、荷台の両側面及び後面に表示しなければならないと定められています（図表3）。国土交通省関東運輸局の各支局（東京運輸支局等）が、警察署の過積載取締りと共同して、行政指導を行っています。

別表第一（第6条関係）

品川 石 23456

文字の高さ200ミリメートル

文字と数字の幅150ミリメートル、記号の幅200ミリメートル

文字と記号の太さ15ミリメートル、数字の太さ30ミリメートル

表示方法はペンキなどにより左横書きとし、文字、記号および数字は黒とし、地を白色とすること。

図表3

先輩から、事故が起きない建設現場というのは、「整理整頓されている」と聞かれますが、第一印象で事故が起きない建設現場とはどのようなことがあげられるでしょうか。

私は、建設現場での勤務経験を活かし、現在の事業場安全診断業務で実施していることがあります。それは、『元請会社の建設現場事務所をみる』ことです。元請会社の建設現場事務所は、工事全体の縮図となっているからです。この時に得た第一印象と、実際の建設現場に差異がないことが多いです。

ご指摘の「整理整頓」については、元請社員の机の上をチェックします。自分の身の回りを整理整頓できない人は、建設現場でも同じです。下請会社等に指示はするけれど、確認や管理ができないのです。

死亡災害が発生した建設現場を手伝った経験がありますが、共通していたことは、どこに片付けたのか、すぐに書類がでてこないことでした。

ぜひ、元請会社の建設現場事務所をみることをおすすめします。

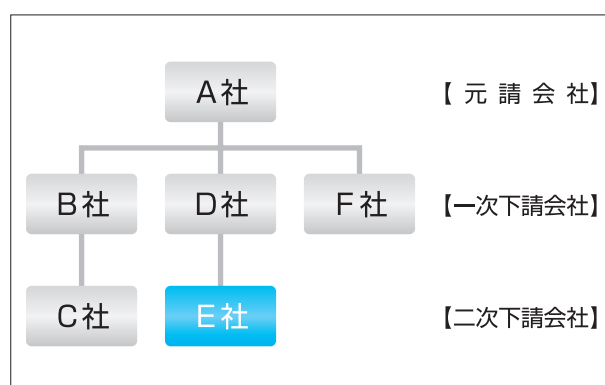
建設現場で作業員が負傷した場合、死傷病報告は、元請会社が提出するのでしょうか。

安衛則第97条によると、提出義務者は「事業者」になります。この事業者とは、労働安全衛生法（以下、「安衛法」）第2条に「事業を行う者で、労働者を使用するもの」と定義されています。例えば、図表4のE社の労働者に災害が発生した場合、E社に提出義務が生じます。

しかし、ほとんどの労働災害は、安衛法第29条（元方事業者の講ずべき措置等）により、元請会社が問われることになります。また、下請会社は工事の一部工種のみを請け負っていることが多く、

全体の経過過程などを説明するために、元請会社が同行することがあります。

なお、労働者死傷病報告の様式（第23号）が改正されました。派遣労働者に関する記入欄が設けられ、平成22年4月1日以降はすべて新様式を使用することになります（図表5）。詳しくは、厚生労働省のホームページや労働基準監督署のリーフレットをご覧ください。



図表4

● 平成22年4月1日以降に
労働者死傷病報告を提出するときは、

- ・被災労働者が派遣労働者であるか否かにかかわらず、改正後の様式第23号（新様式）で提出してください。
- ・労働災害等の発生年月日が平成22年3月31日以前であっても、新様式で提出してください。

図表5

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会より称号使用を許可された者です。

なお、安全衛生に関する質問や疑問をメールでお寄せいただければお答えします。

【E-mail : webmaster@to-gisi.com】